

調査研究Ⅱ 組織間ネットワークの構築とその目指すもの

～ 地域映像制作及び学習機会の組織間共有と配信 ～

I はじめに

1-1. 希求する教育メディア関係組織間ネットワークについて

本項について述べる前に、本調査研究テーマである「希求する教育メディア関係組織間ネットワーク（以下、組織間ネットワークと略記）」について平成 25 年度調査研究で提案された概念を改めて整理することとする。（図 1 参照）。



図 1. 希求する組織間ネットワークシステムの機能（概念図）

図 1 の概念図に示しているように、組織間ネットワーク機能を下記の 3 つに設定して、調査研究を進めてきた。

1-1-1. 動画ポータルサイト（動画共有サイトスペース）

その第一が、視聴覚センター・ライブラリーのメイン機能とも言える、動画ポータルサイトであり、本サイトでは下記のような機能を持つ事が望ましい。

- ・各自治体で公開されている地域映像のメタデータ（作品名や関連情報）の検索
- ・本動画ポータルサイトに直接アップロードできるサーバスペースの提供

1-1-2. コミュニケーション（情報交流サイトスペース）

次に、それぞれ地方自治体や関係団体間の安全且つ効率的な情報交流を行うための条件として次のような提案を行っている。

- ・ SNS 機能を活用したクローズドメンバーによる情報交換
- ・ 加盟団体⇄事務局、受講者⇄講師のやりとりの蓄積を Q&A としてまとめ、各情報の共有化

1-1-3. 研修カリキュラム（リソース&実践スペース）

また、視聴覚センター・ライブラリーの大切な機能である「研修機能」を効果的なものにするために、次の2項について提言を行っている。

- ・ 本サイト上にカリキュラムや教材、研修フォーマットを公開
- ・ オンライン研修・講習機能（他地域を結んだ研修も可能）

補足として、この3つの概念は、それぞれ独立して機能するのではなく、横断的な検索・閲覧が出来るように設計することで利便性の高いデータベースとして運用することが求められると述べた。

また、運用に際して利用者は「全視連加盟団体および関係者（講師、専門委員等）を対象に限定した」クローズドメンバーとすることで、求められるサービスに早急に対応するために、全視連加盟団体の声を汲み取りやすくすることを前提とした。

1-2. 情報セキュリティと著作権に配慮したクローズドネットワークによる情報流通と利用

視聴覚ライブラリーは、戦後まもなく各地方行政に設置されて以降、メディア環境の変化に対応し、その機能の充実整備を図ることで現在に至る役目を担っている。

とりわけ、インターネットが普及してから以降は、映像教材の提供方法にネット配信が加わり、従来とは異なる対応が求められるようになった。

その代表的なものが著作権や肖像権等、各権利処理が挙げられる。各権利内容とその処理方法については本論から外れるため、ここではその説明は省略する（詳細は教育メディア担当者ハンドブック 2014等を参照されたい）。

さて、前述の本調査研究で提案する組織間ネットワークの運用はクローズドネットワークとした。これは先に述べたサービス向上の利便性の他に、〈全視連〉－〈都道府県〉－〈市町村〉と相互に連携し、本ネットワークを利用するための ID 管理から、動画共有、各種要望やリクエストをフォローできるような組織化を図り、シームレスな場として提供できるよう事務局が中心となって管理・運営していくことが大きな目的として挙げられる。

その理由の一つにここで述べる権利処理が大きく関わってくる。

従来、ライブラリーなどでの視聴覚教材の提供はパッケージソフトの貸し出しや施設内での視聴という方法で行われてきている。そこでは、ライブラリー価格を関係団体において定めることで実質の著作権処理がなされている。

しかしながら、ネット配信等、公衆配信については不特定多数が対象となるため権利処理が非常に負荷の高いものになる。

そこで、利用者を関係者のみに制限したクローズドネットワークとすることで、配信の範囲を明確化し、権利処理の負荷を最小限に留められることを期待している（特に既にある教材をネット配信するにあたっての著作権者と肖像権の再許諾が非常に負荷が高く、この手続きを踏まないと、例えクローズドネットワークであったとしても法制上配信はほぼ不可能）。

しかしながら、一度にこの課題の解決は望めないし現実的ではない。

これを踏まえ、先に述べた内容に重複する点も含め、著作権に関する初期の取り組みとして以下の運用・利用を提案したい。

提案 1. これから制作する自作映像を含む地域映像についてはネット配信を含めた許諾を得る様にする。

提案 2. 既に収録された地域映像については、遡ることが出来る範囲で許諾処理を試みつつ、「作品タイトル、概要、問い合わせ先」等のテキスト情報（メタ情報）をクローズドネットワークのデータベースに登録する。

加えて、クローズドネットワークを管理・運用する側には、世間一般の動画共有サイト同様に、著作権等をどう守っていくかという事と、教育利用としてのネット配信システムをどう整備していくかを早急に検討する必要がある。例えば、著作権保護の観点から述べると、ユーザビリティを高めつつ、違法コピーを防止する技術・ガイドラインの整備等（プライバシーの保護との兼ね合いが難しいが）の確立が挙げられる。

1-3. 各地方自治体教育メディア組織の特色を生かした機能分担と利用

前項では、著作権等権利関係に主眼を置いた運用方法の提案だったが、次に各視聴覚センター・ライブラリーに立ち位置を据え検討したい。

本調査研究、昨年度（平成 26 年度）報告にもあるように、平成 25 年度現在視聴覚センター・ライブラリー総設置数 610 箇所内、インターネットを活用している視聴覚センター・ライブラリーは、約 30% 程度である。

ここで見られる使用頻度の差は、いくつかの要因が考えられるが、その一つとして組織形態が要因となっている場合がある。上記の補足として、インターネット利用で、最も多いのは、ホームページの開設であるが、小規模視聴覚ライブラリーの場合、独自に開設しているホームページは少なく、多くの小規模視聴覚ライブラリーの場合、親組織（例：市町村、教育委員会、図書館公民館等生涯学習施設等）のホームページの一部に位置づけられているケースが多く見られることがその証左として見て取れる。

同報告では、組織形態の差異とホームページの情報量には一定の関係性があることを示唆している。

これらは、地方行政における人的、金銭的課題が主立った要因として挙げられ、その結果の一つとして、視聴覚ライブラリー専任職を置く地方自治体は大変少なくなってきたと聞く。

しかしながら、別の見方をすれば、様々な立場に身を置く人材がこのセクションに関わりを持つこと

になったとも言える。

上記で述べた様に、小規模視聴覚ライブラリーは、上位組織に組み込まれた運営実態が散見される。つまり、図書館が上位組織であれば、図書館司書との関わりが出来るであろうし、公民館等生涯学習施設が上位組織であれば、社会教育主事との関わりが大きくなる。

ライブラリー関連施設には映像を取り扱う専門的な知識とノウハウが必要になるが、現状のような少ない情報での運営を余技なくされた結果、先細りの体制に成らざるを得ないスパイラルに陥るのである。

そこで、ここでの提案としてクローズドネットワークを活用した「情報交流」を挙げたい。各視聴覚ライブラリーの経年的な調査から、他地域との交流の希薄さが垣間見られる。

地域性の高さ、例えば地域映像の制作と保全、地域での運用という見地からするとその重要性は薄くなる。しかし、運用面での工夫という点で言えば他地域との交流は非常に有益なものとなる可能性が高い。

例えば、視聴覚ライブラリー担当職員が、取り組みの工夫や改善を検討する際、先進的な視聴覚ライブラリーの実践が容易に引き出すことが出来れば取り組みの足がかりにもなるであろうし、ある企画の講師を情報交流の中でマッチングすることも容易になる。その蓄積が、全国の視聴覚ライブラリーの底上げの一助になると考える。

先にも述べた、他資格をもつ職員（図書館司書や社会教育主事等）の参画により、それぞれの視点から課題解決法に広がりを見せられるかも知れない。例えば図書館司書の業務として図書、視聴覚資料、電子資料等の図書館資料を収集し、整理し、保存して利用に供することが挙げられるが、視聴覚ライブラリーと共通の業務でもあるデジタル・アーカイブに関して知見を深められるかも知れない。

課題も十分過ぎる程あるが「情報交流」としての利用が、各地方自治体のメディア組織体系に沿った強みと解決策を補完しうる機能として期待を込めて検討をしていきたい。

II 視聴覚センター・ライブラリーにおけるネット活用の現状と課題

一般財団法人日本視聴覚教育協会が例年調査・発行している「視聴覚センター・ライブラリー一覧」によれば、国内各地の視聴覚センター・ライブラリー数は、平成 25 年度調査結果の総施設総数 610 施設対して、平成 26 年度の調査によれば 594 施設と、12 都道府県で 16 施設減と微減傾向が見られる。

都道府県別と市町村別(含任意設置等)に分けてみると次のようになっている。

表 1：都道府県・市町村別に見た設置数（箇所）

	都道府県	市町村	総計
平成 26 年度調査	51 (56)	543 (556)	594 (610)

()の数値は 25 年度調査結果数

2-1. 視聴覚センター・ライブラリーのインターネット利用の現状

しかし、この項の課題であるインターネット利用の現状と課題を探ろうとする場合、ICT 化が定着した今日、各視聴覚センター・ライブラリーも情報提供機能として、ホームページを開設している所は、表2に見るように、昨年調査結果より微増し、594 施設のうち約 42%の施設が開設している事が読み取れる。

表2：視聴覚センター・ライブラリー関係ホームページ開設数（箇所）

	平成 25 年度調査	平成 26 年度調査
ホームページ開設数	610 (215)	594 (247)

()の数値は 25 年度調査結果数

しかし、道府県視聴覚センターのホームページは別として、地域視聴覚ライブラリーのホームページの多くは、市町村・教育委員会関係施設或は生涯学習情報システムの一部として開設されており、当然単独開設されている所は少ない。

微増ではあるが、定着化している地域視聴覚ライブラリーのネット利用は、インターネットをどのように活用しているのか、いくつかの地域視聴覚ライブラリーをランダムに選んで考察してみると、その多くが教材貸出に関する情報提供や手続きに限定されており、必ずしもインターネットが効果的に利用されているとは言えないような傾向がみられているのが現状である。

2-2. インターネット等による地域映像コンテンツや地域情報交流の現状

視聴覚センター・ライブラリーの機能として、教材提供・教材制作・学習機会・情報提供等があげられており、特に地域映像教材の蓄積提供あるいは地域映像教材の制作機能は、視聴覚教育関係施設ならではの機能と言える。

2-3. 自作教材のデジタルアーカイブ化と教材配信

自作教材デジタルアーカイブ化総数は、平成 26 年度調査によれば 7,672 本、教材配信総数は 10,783 本で、その傾向を見ると、特定の視聴覚メディア関係施設が占めており、インターネットによる教材配信数を見ても、同様の傾向がみられ、全体的には、デジタルアーカイブ化本数ゼロ回答が 20 県、教材のネット配信数ゼロ回答が 31 県となっており、地域映像コンテンツの制作・アーカイブ化・配信という今日的機能が一般化するにはどうすればよいかの大きな課題であろう。

参考資料：視聴覚センター・ライブラリー一覧（平成 26 年度版）一般財団法人日本視聴覚教育協会

Ⅲ 視聴覚センター・ライブラリーの特色を生かしたインターネット等による自作地域映像教材の配信利用及び学習機会の可能性

3-1. 視聴覚センター・ライブラリーにおける自作地域映像コンテンツのアーカイブ化と配信

3-1-1. 自作地域映像アーカイブ化とネット配信の現状の分析に向けて

視聴覚センター・ライブラリーの重要な役割の一つとして、その地域の文化、歴史、生活、経済などをテーマとした自作地域映像コンテンツを「制作」し、「提供」することがあげられる。

しかし、自作地域映像コンテンツを「制作」し、「提供」することを視聴覚センター・ライブラリーが行ったとしても、実際に「利用」されなければ機能を果たすことにはならない。メディアを用意して貸し出しの仕組みを作ったからといって「利用」されるわけではない。

「利用」されるためには、「魅力的なコンテンツ作り」と「利用形態を踏まえた使いやすい提供方法」が不可欠である。そして、この自作地域映像コンテンツをより利用しやすくするための提供手段として、デジタルデータとしてアーカイブ化し、インターネットによる配信がある。

ここでは、全国の視聴覚センター・ライブラリーにおける配信の状況を比較検討し、学習機会提供の可能性を探ることとする。

取り上げる視聴覚センター・ライブラリー及び関係機関は以下の通りである。

なお、各施設に対して訪問調査または当該視聴覚センター・ライブラリー報告等に基づいたものではなく、ホームページ等を確認した結果をもとに分析を行ってみた。

参考資料：平成26年度末開設されていたホームページ

- ・北海道：札幌市生涯学習センター……………<http://chieria.slp.or.jp/avc/index.htm>
- ・青森県：青森県総合社会教育センター…………… <http://www.alis.pref.aomori.lg.jp/library.html>
- ・宮城県：せんだいメディアテーク…………… <http://www.smt.jp/>
- ・宮城県：大崎生涯学習センター…………… <http://www.palette.furukawa.miyagi.jp/>
- ・茨城県：日立市視聴覚センター…………… <http://www.city.hitachi.lg.jp/kyouiku/center/index.html>
- ・新潟県：魚沼視聴覚センター…………… <http://www.city.uonuma.niigata.jp/avc/>
- ・埼玉県：春日部市視聴覚センター…………… <http://www.av-center.kasukabe.saitama.jp/>
- ・千葉県：浦安市生涯学習情報提供システム…………… <http://www.city.urayasu.lg.jp/>
- ・富山県：富山県映像センター…………… <http://www4.tkc.pref.toyama.jp/eizou/>
- ・愛知県：豊明市立視聴覚ライブラリー…………… <http://www.city.toyoake.lg.jp/tosho/>
- ・岐阜県：岐阜県生涯学習センター…………… <http://www.library.pref.gifu.lg.jp/school/shichokaku/top.html>

- ・兵庫県：篠山市視聴覚ライブラリー…………… <http://videotube.sasayama.jp/index.php>
 - ・岡山県：岡山県生涯学習センター…………… <http://www.pal.pref.okayama.jp/>
 - ・大分県：大分市情報学習センター…………… <http://www.manabi-oita.jp/omc/>
 - ・鹿児島県：かごしま県民交流センター
…………… <http://www.kagoshima-pac.jp/jp/center/info/shogai/index.html>
- （以上、15の視聴覚センター・ライブラリー）

3-1-2. 配信のプラットフォーム

配信のプラットフォームとしては、施設独自のホームページを使っている施設が12ヶ所ある。施設独自のホームページを持つこと、その中で動画の配信のためのサーバー容量を確保することと、常時運用するための体制確保など、予算面や職員体制などハードルは高いが、運用面の自由度も高く、利用しやすい配信ページを作ることが可能になる。

しかし、その一方で、不慣れな職員による手作りページとなると、利用してみたいという興味関心や意欲を起こさせることが難しいという課題もある。

また、YouTubeを使っている施設が4ヶ所ある（1ヶ所は、ホームページとYouTubeを併用）。自治体によっては、施設独自のホームページの開設を認めていなかったり、動画の配信が難しいケースもあるが、YouTubeを利用することも選択肢の一つとして有効である。

また、特定のハードウェアに依拠することなく環境を構築できるということは、将来的な環境の変化にも対応がしやすく、例えばYouTubeの利用に制約が出てきた場合や、他のプラットフォームに移行する動きが出たときにも、視聴覚センター・ライブラリーの配信のプラットフォームを変更しやすいというメリットがある。

その一方で、教材の並べ方や検索方法などで施設側の自由度が低いことや、利用形態の違いから、ニユース的な内容や、娯楽的な内容が好まれるなど、教材提供のシステムとしての限界もあることは留意しておきたい。

3-1-3. 提供本数の傾向

15ヶ所の視聴覚センター・ライブラリーでの提供本数を数えると、

- 10本以下…………… 1ヶ所
- 11～30本…………… 1ヶ所
- 31～40本…………… 3ヶ所
- 41～50本…………… 1ヶ所
- 81～100本…………… 2ヶ所
- 101～200本…………… 3ヶ所
- 201～300本…………… 1ヶ所

- 301～500本…………… 1ヶ所
- 501～600本…………… 1ヶ所
- 901～1000本…………… 1ヶ所

という結果になった。

10本以下から900本以上までバラつきが大きいですが、これは配信の問題というよりは、これまでに蓄積している自作地域映像コンテンツのボリュームの違いが反映している。

また、例えばニュース的な映像や、市民からの投稿映像を積極的に配信している場合は本数が増えているが、視聴覚センター・ライブラリーや自治体が制作したものに限定している場合は本数が限定されるという傾向がある。

3-1-4. 提供コンテンツの分類

提供されているコンテンツを視聴する場合に、提供本数が少ないうちは特に分類がなくても選ぶことができるが、増えてくるとどのように選ぶように分類されているかも大事な要素である。

15ヶ所の視聴覚センター・ライブラリーでの分類方法は、

- ・対象別（学校教育、社会教育、等）…………… 1ヶ所
- ・分野別…………… 6ヶ所
- ・元々テーマを絞っている…………… 4ヶ所
- ・制作年別…………… 1ヶ所
- ・特に分類しない…………… 3ヶ所

となっている。

一番多い分野別の分類については、用意している提供コンテンツの内容によって各センター・ライブラリーで異なっている。

対象別の分類については、対象別の中でさらに分類がなされており、用途に応じて選択ができるようになっている。

また、分類するまでもなく、提供されているコンテンツのテーマが絞られていて、選ぶための分類が必要のないケースも4ヶ所見られる。

3-1-5. アーカイブ化のねらいをどこに置くか

提供されているコンテンツの内容を見ると、各視聴覚センター・ライブラリーの自作方針の違いや、アーカイブ化のねらいの違いが見えてくる。コンテンツの内容を整理すると、

- ・学校教育、社会教育の学習場面を想定して教材を用意する
- ・地域の自然や歴史、生活、産業等を記録する
- ・伝統文化や文化活動を記録する
- ・現在の地域行事をレポートする、記録する

- ・身近な話題を取り上げて伝える
 - ・生涯学習の講座そのものを記録し、コンテンツ化する
 - ・かつて制作した 16 ミリフィルムの映像をデジタルアーカイブする
- などがある。

そして、何をねらいとしているか、という視点で見ると、

- ・提供側視点……その時代の状況や地域の文化を記録し、アーカイブ化し、提供する
 - ・利用者側視点……学習場面を想定して、学習に必要な教材として提供する
 - ・参画的視点……映像を作ること自体が学習、制作したものを多くの人に人に見てもらおうことを目指す
- といった整理ができるだろう。

どのようなねらいで行うかは視聴覚センター・ライブラリーの運営方針にかかわることであり、何が良くて、何が悪いということではない。

しかしながら、提供方法が、16 ミリフィルムからビデオテープ、DVD というパッケージメディアに移り変わることによって、集合学習での利用から個人学習での利用も可能になるというように、利用機会が多様化し、拡大してきた。インターネットによる配信は、この流れをさらに加速化するとともに、これまでの利用とは異なる、よりパーソナルな利用の可能性を押し広げていく可能性を持っている。

例えば、インターネットで配信されることで、最初から教材として利用しようという意識で見のではなく、テレビ番組のザッピングのような視聴形態も考えられる。

そして、そのことがきっかけとなって興味を持つ、他の教材にも関心を持つという可能性もある。

どんなに良いものを作ったと制作側が自負しても、見られなければ教材としての効果は発揮できない。ネットで配信するということは、新たな視聴者層を広げる可能性を秘めているということである。

提供側は、そのことを意識しながら、提供のねらいを検討し、提供すべき内容、そしてその制作を進めていくことが求められる。

3-1-6. 過去を生きる教材と未来を生きる教材

実際にインターネット配信されている教材を見ると、過去の 16 ミリフィルムの映像をデジタルデータ化したり、過去のビデオテープ教材をデジタル化したりして提供しているケースも多い。機材の環境の変化により、過去のメディアの再生ができなくなるという問題もあり、メディア変換により過去の教材を視聴できるようにすることは重要な取り組みである。

しかしながら、言わば「過去を生きる教材」を見られるようにすることは、教材提供の一面の取り組みである。もう一面の「未来を生きる」ことにつながる教材を提供することも視聴覚センター・ライブラリーの重要な役割である。

視聴覚センター・ライブラリーの自作地域映像教材が「未来を生きる教材」となる上で重要なことは何だろうか。条件として「これだけ」ということはなく、それぞれの視聴覚センター・ライブラリーなりの取り組みが考えられる。ここでは、その一つとして、住民自らが制作に関わり、制作を通して学び、

その成果によって住民が学び、新たな取り組みにつながっていく自作地域映像教材という視点の重要性を強調しておきたい。

近年の撮影機材、編集機材の進化と普及は目覚ましいものがあり、多くの人々が自ら映像を制作することができるようになってきている。そして、それを多くの人に見てもらう方法も多様化している。このような映像制作と情報発信のパーソナル化が進んでいる時代に、視聴覚センター・ライブラリーが自作地域映像を提供する意味はどこにあるだろうか。

一つには、教材制作に住民が関わることができるという、映像制作のパブリック化である。

もう一つは、統一した考え方のもとに、制作された映像が整理されて利用に供されるという、提供のコンセプト化である。

自作地域映像をアーカイブ化し、インターネット配信を行うという視聴覚センター・ライブラリーの取り組みが、社会的にもっと注目されるために、互いに情報を交換しながら、根底にある考え方も情報発信していくことを期待したい。

3-2. ネットワークを活用した研修・講座等学習機会の開設と利用

3-2-1. 改善が求められる学習機会の提供（研修・講習の傾向）

視聴覚センター・ライブラリーの機能として、映像メディアや ICT 関連の講習や研修等学習機会の提供が挙げられている。

しかし、ここ 10 年の間に視聴覚センター・ライブラリーが行っている研修・講習の実施状況を大きく教育メディア研修及び講習を大きく映像メディアと ICT 関連に分けてみると次のような傾向が見られる（図 2 参照）。

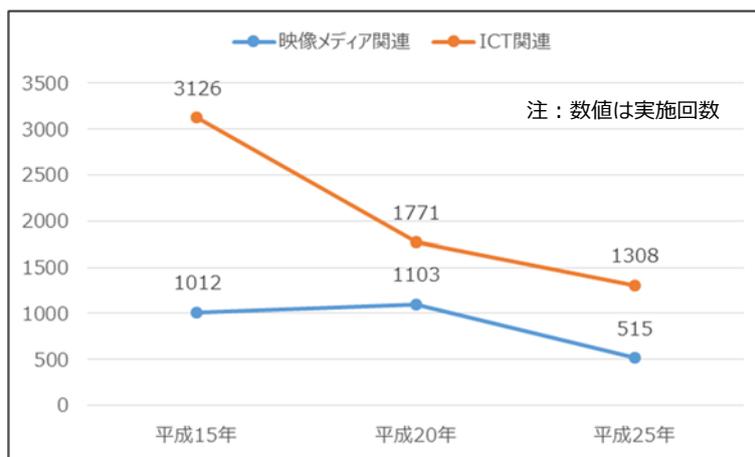


図 2. 研修・講習実施総数

このグラフから読み取れるように、ここ 10 年間で映像メディア及び ICT 関連の研修・講習実施数が減少傾向にあるが、その要因のひとつは、視聴覚センター・ライブラリー数が、平成 15 年度 906 施設、

平成 20 年度 715 施設、平成 25 年度 610 施設へと 3 分の 1 近くが廃止または組織替えになっている事が密接に関連している。

しかし、視聴覚センターや生涯学習センター、教育センター等が行う視聴覚ライブラリー担当者或は社会教育指導者、生涯学習施設担当者等を対象とした教育メディア研修については、それぞれの道府県内の実情等に配慮した企画と内容で実施されているが、多くは ICT 活用にスタンスをとった講座が大半を占めている。

反面、地域視聴覚ライブラリー等が行う、地域一般市民や学校教育・社会教育関係者やボランティアグループ等を対象とした講習は減少している状況が見える。

3-2-2. 学習機会主として教育メディア関連講習の減少と地域ニーズへの対応

下图 3 は、A 県の地域視聴覚ライブラリーを引例し考察してみると、大きな問題が浮かび上がってくる。

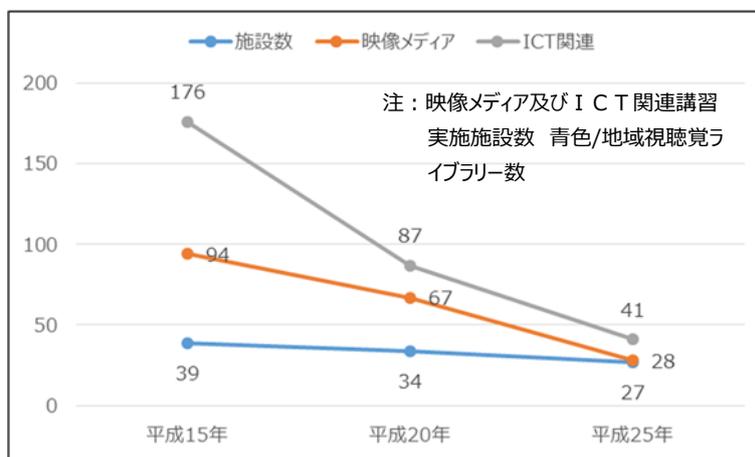


図 3. A 県地域視聴覚ライブラリー研修・講習実施総数の推移

A 県の地域視聴覚ライブラリー（除く県視聴覚センター）の場合、その設置数が年々減少しているのに対して、ICT 関連の講習実施回数が、平成 15 年度から 20 年度にかけての 5 年間で半減しているのに加え、映像メディア関係の講習も平成 15 年度から 10 年後の平成 25 年度には 3 分の 1 となっている。

加えて、その研修・講習内容を見てみると、大半は 16 ミリ映写機操作講習や、ビデオ制作講習・パソコンソフト技術講習等で、今日の ICT 化の流れの中で、地域視聴覚ライブラリーが実施する講習内容はあまり変わっていない状況を読み取る事ができる。

道府県視聴覚センターは兎も角、地域視聴覚ライブラリーが実施する講習内容は、必ずしも一般市民や地域生涯学習団体関係者等のニーズにフィットしているとは言えない状況が見えてくる。

なぜなら、既に、多くの一般市民や地域生涯学習関係者は、スマホやタブレット、ノート PC 等を使い、インターネットや SNS 等により、多様な情報収集やコミュニケーション、さらには動画制作から配信まで多様なスキルを持ち、活用している現実がある。

3-2-3. 集合参加型学習と個人学習との関連

今日における生涯学習の大きな特徴のひとつとして、学校教育や社会教育等の研修機関が企画する研修会・講習会等に参加して学習するスタイルから、個々がテーマを持って学ぶスタイルまで多様化している事があげられる。

当然の事ではあるが、これからの学習機会の在り方を考えたとき、それぞれの長所を寄せ合い連携した新たな研修・講習の在り方が問われてくるような気がする。

つまり、それぞれ学校教職員向けあるいは社会教育指導者や生涯学習施設担当者等々の利便性や研修・講習の効率や成果を重視した研修組織間の連携による柔軟な学習機会を設定することが必要になってきている。

視聴覚センターが行う、集合参加型学習は、研修施設が企画した対象者（指導者、担当者等）・内容・方法により受講する典型的な学習スタイルであるが、この利点は教育メディア研修や講習には欠かせない実技や技術習得のための機器や施設が整っている事にある。

しかし、地域視聴覚ライブラリーが企画する集合参加型学習の場合、受講者、内容、方法等が必ずしも十分とは言えず、肝心のメディア機器や施設が不十分なケースも見られ、従って特定の視聴覚ライブラリー以外は、実施内容や方法そして回数も脆弱な所が多いように思われる。

視聴覚センター・地域視聴覚ライブラリー等共通していえる事は、必ずしも受講希望者の利便性や問題意識等とマッチしないケースが付きまとい、折角用意された学習機会が生かされないと言う課題もある。

3-2-4. インターネットを活用した視聴覚センターの研修・講習等学習機会提供

平成17年改正の教育メディア研修カリキュラムの標準の中で、今日の教育メディア関係施設の課題を予見できるような記述がある。

- ・各研修団体間の研修計画など情報交換、協力体制の必要性とその方法について

「研修団体間の情報交換の場や協力体制を必要とする意見は非常に多く、何らかの方法でこれを確立することが望まれる。情報交換の方法については、インターネットやメーリングリストなどを利用すると意見が多い。以下略」

文字通り、ネットワーク活用による学習機会の組織間連携を示唆している。

今日では、国レベルでの情報交換や協力体制は無論の事、道府県単位、つまり道府県と市町村間の情報交流や学習機会の連携事例も見られるようになってきている。

その中で、最も重要な事は、前述の集合参加型学習に加えて、地域の学びニーズを踏まえ、それぞれ組織団体が連携協力して個の学びや集合学習を連携させた学習機会を構築することが望まれる。

そこで、視聴覚センター・ライブラリーが実施している学習機会事例を取り上げて、これからの組織間ネットワークを活用した学習や情報提供事例及び教育メディアに関する研修・講習の内容・方法について考察してみた。

事例 1：地域や市民の学びに対応したネット利用講座の提供

「あおもり県民カレッジ あおもり学インターネット講座」

青森県総合社会教育センター

本事例は、青森県総合社会教育センターが配信しているウェブサイトで、配信内容は、メディア研修・講習内容ではないが、個の学びをはじめ、県内の社会教育施設や教育メディア関係施設での学習を対象に構成されている。

「今まで県内のいろいろな場所で開催されている連携期間の講座や、歴史・文化・キャリア教育等に関する講座を動画配信しています。」－いつでも、どこでも、誰でも気軽に見られます。

地域自作映像作品のアーカイブ化も行われウェブサイト上に公開されていますが、本事例の大きな特色は、実際に行われた講座を録画アーカイブ化したもので、利用者の学びニーズに合わせて、講座の映像をダウンロードして視聴できる特徴を持っている。

【アーカイブ化されている講座例】

「色と形ともう一つ」女子美術大学 第11代学長 佐野 めい 氏

青の画家として知られる佐野めい氏。幼少期からの思い出、女子美術大学での日々、画家としての自立、そして"めいブルー"がいかにして誕生したか、小山内世喜子氏との対談により語ってもらいます。

(平成 23 年制作)

「青森県の民謡」弘前学院大学教授 笹森 建英 氏 (平成 22 年制作)

「書と人生」弘前市文化団体協議会会長 吉澤 秀香 氏

書家である吉澤氏に、生い立ちから修行時代の思い出、両親への思い、これからの目標について、三村三千代氏との対談により語ってもらいます。また、書の実演も披露します。(平成 22 年制作)

注：青森県総合社会教育センターホームページ <http://www.kenmin-college.net/>

「あおもり県民カレッジ あおもり学インターネット講座」より抜粋引用

上記の2講座例を見ても分かるように、「あおもり学インターネット講座」は、生涯学習全般をテーマにした講座ではあるが、ここに地域に根差したネット利用による研修・講習の在り方を考えるひとつのヒントがあるように思われる。

見方を変えてみれば、現在の放送大学の講座や、かつてのエル・ネットと変わるところがないのではないかという考え方もあろうが、この講座の良さは“地域や市民の学びニーズにフィットしたコンテンツ”という点にあると考える。

しかも、社会教育センターと視聴覚センターが連携して、講座の企画と制作ネット配信を連携して行っている点も見逃せない。

同じように、学校教育と視聴覚センターが連携して教材提供を行っている茨城県日立市視聴覚センターの事例を見てみたい。

事例 2 : 「テレビ学習室」の動画配信

「視聴覚センターと家庭教育の連携による教材配信」

茨城県日立市視聴覚センター

日立市教育委員会では、平成 25 年度より家庭教育推進の一環として「テレビ学習室」を制作している。家庭教育推進教材制作委員会及び日立市教育委員会指導課が制作し、日立市視聴覚センターが撮影と編集を担当している。

ケーブルテレビ JWAY でのテレビ放送、DVD 貸し出しと併せ、動画配信サイト「YouTube」の「日立市視聴覚センター公式チャンネル」において動画配信を行っている。

【放送・配信教材例】

「テレビ学習室『First Step English』」2014 Brian and Gabi's First Step English 「誕生日はいつですか？ 2」

「テレビ学習室『数学わかり Math! 』」シーズン 2 「比例と反比例 2 反比例」

利用しているメディアとしては、地域のケーブルテレビと SNS、そして DVD 化して配信及び配布を行っている例であるが、注目したいのは、日立市の教育関係組織がそれぞれ機能連携して、子ども達が家庭において利用することを目的に制作・配信・配布している事にある。

ネット利用の方法は、「First Step English」又は「数学わかり Math!」の再生リストから、学習したい動画を再生するようになっている。

内容は、子供たちがつまづきがちなところをわかりやすく解説し、家庭での学習においてより一層理解が深まるような内容となっており、家庭での学習に利用できるようになっている。

注：日立市教育委員会/視聴覚センターウェブサイトより抜粋引用

<http://www.city.hitachi.lg.jp/kyouiku/center/index.html>

上記 2 事例では、視聴覚センター・ライブラリーがインターネット等のコミュニケーションツールを活用して、学習機会の提供を行っている例を取り上げたが、この二つの事例で共通する大切な要素は、“優れたプランとコンテンツ”にあると考えられる。

そこで、仮にネット配信を前提とした研修・講習等の学習機会として、全視連の調査研究テーマとして取り上げている教育メディア研修プログラム案をオンライン研修・ネット研修教材・集合学習と個別学習との関係という視点から、研修モデルの一部を抜粋引用して分析考察をしてみた。

事例3：研修モデル

「モバイルメディア・ソーシャルメディアを活用した
ネットコミュニケーション力の向上を目指した研修プログラム」

全国視聴覚教育連盟

(1) 研修モデルのねらい

情報化の進展に対応した日常的なメディアリテラシーに関して、ネットコミュニケーション力を向上させる。一般市民向けの研修としては、映像表現や交流する力を高めることをねらいとする。

また、学校教員が受講することによって、モバイルメディアやソーシャルメディアを活用して授業を楽しく豊かなものにしていくことも、ねらいとしている。

(2) 研修モデルの特徴

モバイルメディアとソーシャルメディアを対象とした研修プログラムを10時間で構成する。受講生のニーズや要望によって、研修時間を長くすることも想定される。

また、講座を連続受講することや、メニュー性として選択して受講したりすることも可能とする。

(3) 研修の対象

生涯学習（一般市民）、学校教育（学校教員）

(4) 研修モデルの内容（No1～3のみ掲載）

No	研修テーマ・ねらい・時間	研修内容
1	「コミュニケーションとしてのメール活用法」 <1.5時間> ・高度情報化社会におけるコミュニケーション手段としてのメールについて理解し、活用法を習得する。	【講義】 ・高度情報化社会におけるコミュニケーションの形態とメディアリテラシー 【実技と演習】 ・メールやショートメッセージの活用法 ・メールの作成、送信 ・ショートメッセージの作成、交換
2	「映像表現・コミュニケーションとしてのスマートフォンやタブレット端末」<2時間> ・スマートフォンやタブレット端末を活用した映像（静止画）表現について理解し、撮影・編集・投稿の方法を習得する。	【講義】 ・メディアリテラシーとしての映像表現 ・映像作品モデルの実際 【実技と演習】 ・写真の撮影、組写真の構成 ・写真の修正、加工、保存の方法 ・写真の投稿や共有の仕方
3	「情報発信やコミュニケーションの手段としてのブログ」 <1.5時間> ・情報交流やネットコミュニケーションの手段としてのブログの特徴を理解し、活用方法を習得する。	【講義】 ・情報発信やコミュニケーションの手段としてのブログの利点と留意点 【実技と演習】 ・ブログの開設法とブログの更新の仕方 ・ブログによる交流の方法

注：平成26年度全視連調査研究Ⅰ「教育メディア研修プログラム案」より抜粋引用

この研修プランは、現代社会において求められる、一般市民の日常的なメディアリテラシーとして、ネットコミュニケーション力の向上と映像表現や交流する力を育てる事をねらいとしており、併せて学校教育においてモバイルメディアやソーシャルメディアの授業活用を意図した研修を意図している。

つまり、一般市民、社会教育関係団体関係者や学校教育関係者がそれぞれの立場や位置で役立つ学習機会として位置づけられている。

また、研修の特徴として述べられているが、“受講者のニーズへの対応”を重視、柔軟な対応を考えた計画であることがわかる。

そこで、本調査研究の視点である“ネットワークを活用した研修・講座等学習機会の開設と利用”という切り口から、受講者ニーズへの対応を踏まえた計画について幾つか考えて見る。

3-2-5. ネット利用講義と集合実技研修の可能性

事例として取り上げた、「モバイルメディア・ソーシャルメディアを活用したネットコミュニケーション力の向上を目指した研修プログラム」抜粋3講座共に講義と実習・演習で構成されており、まず知識を学んで、経験を通して学ぶ講座構成で、学習効果が得られやすいスタイルである事は言うまでもない。

ネットを活用した学習機会という視点から“受講者ニーズへの対応”を考えた場合、事例1「地域や市民の学びに対応したネット利用講座の提供」に見られるような講義形式で、教育メディア研修講座をアーカイブ化し、ネットを通じて講義を受講する形があろう。

また参加できない場合も、SNS等を活用して講義中継を通じて、受講できるようなシステムも考えられる。

つまり、ネット利用講座を単なる代替講座とせず、反転学習に見られるような、まず学んで問題点や疑問点を整理して、講座に参加して助言指導を受け、それに基づいて実技を学び演習を行うという学びスタイルも可能になるとと思われる（図4参照）。

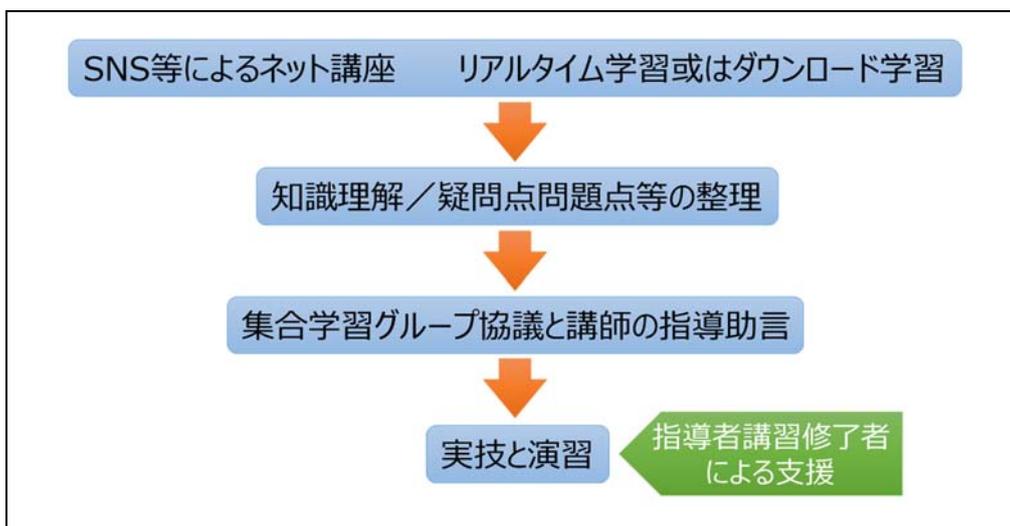


図4. ネット利用学習と集合参加型学習との関連試案

3-2-6. ネット利用によるサポートシステムの構築

しかし、講座のネット中継や録画資料配布では解決しない課題もある。

それは、研修モデル案の特徴でもある実技・演習の問題で、ネット利用講座では概略な実技や演習は可能だろうが、果たして個人差等へのきめ細かな対応は可能か？という問題に当面する。そこで浮かび上がってくるのが地域等での教育メディア学習機会をサポートできるシステムの構築が必要であろう。

特に、ICT 関連の進歩が著しい今日「事例 3：研修モデル」で取り上げている内容のように、単に理論の修得のみでなく、実技・演習等を通じて実際に役立つ力が身につく講座でなければならない。

その為には、実技や演習において、個々の課題や疑問の相談に対応する指導は無論の事、研修講座終了後も、各団体間が連携し、ID や PW を設定して、相談・助言を必要とする受講者に限定して、SNS 等による動画やメール等によるサポートを可能にするシステムを構築する必要があるだろう。

つまり、研修団体がウェブサイト等を利用して、受講者限定の学習資料を作成して、ウェブサイト上に公開する事により、講座特に個の実技・演習をサポートするシステムも必要である事を示している。

IV ネットワーク研修の可能性と問題点

以上、2 事例 1 プランを中心に、ネット利用による研修・講座等学習機会の開設と利用について述べてきたが、このシステムを稼働させるためには、配慮し解決しなければならない問題をクリアし、新たな視点に立った組織間連携によるネットワークシステムの構築に取り組むべきであろう。

4-1. ICT 環境の整備

現場や社会教育施設そして、個人や家庭でのネットワーク環境が整ってきているとは言え、必ずしも研修・講習等学習機会に対応できる設備や機器対応が万全とは言い切れず、ネット利用の研修・講習等学習機会の実現化を図るためには、環境整備という課題をクリアしなければならない。

さらに、情報発信を行う団体側のネット環境や人的対応（オンラインサポート体制）についても同様の問題解決が必要になろう。

4-2. 情報セキュリティの問題

個人あるは生涯学習施設や学校等でのインターネット利用については、今日犯罪に繋がる様々な問題が生じており、安全なネット利用を行うため、クローズネットワーク化してのセキュリティシステムの確立を図る必要がある。

地方自治体によっては、条例等でネット環境の利用について、規則が定められている所もある。

4-3. 著作権処理の問題

研修・講座等の動画中継等を行う場合、例外規定の枠内で収まるケースもあり得るが、個への配信、間接的にダウンロードしての利用等を想定した場合、あくまでもクローズドネットワーク利用を前提に著作権処理について詳細に検討し対応を行う必要がある。

4-4. 学習要求や意欲への対応

研修施設等における参加型の研修・講習等の場合、予定されたプログラムに対応して学ぶ事になるので、あまり問題は生じないが、ネット利用による自主的学習は、受講者の学習ニーズと学ぶ意欲が影響し、場合によっては只流されるだけの講座にもならないよう工夫が必要である。

*

団体等の連携によるネットワークを利用した研修・講座等学習機会の開設と利用という課題に取り組む事は、新たな ICT 社会での学習機会を共創するためのリテラシー育成に有効な方法だと考える。

V まとめ

5-1. 本調査研究の成果

本調査研究の目的は、平成 26 年度全視連事業計画に基づき、「ICT 化時代に対応したメディア利用」をキーワードに、従来の視聴覚メディアを大切にしつつ、ICT を活用した映像コンテンツ提供や学習機会の提供、教育メディア研修等を推進し、時代に対応した視聴覚センター・ライブラリーの活性化支援を行うことに起因した、課題の抽出と提言にあり、昨年度より実施している。

そのような目的達成のため、三つの視点から考察した。1つ目は例年実施される、「視聴覚センター・ライブラリー一覽」から見える現状の把握。2つ目は積極的な取り組みが見られる視聴覚センター・ライブラリーの活動状況から見る自作地域映像教材の配信利用等の分析。3つ目がそれらをベースに、技術的側面からのシステムと利用の提案である。

その成果としては、結論を語るにはまだまだ早計ではあるが、先進的事例と現存技術からみた取り組みの可能性に言及するに至った。

5-2. 今後の課題

組織間ネットワークシステムは、以上のような調査研究の成果に基づいてプログラミングを行い、実施条件を整えれば実現できるが、調査研究の過程で浮び上ってきた今後の課題は、システムを稼働させるためのプラットフォームとその運営・管理を行う機構の構築である。

ここでいう「プラットフォーム」は、既存の視聴覚ライブラリー職員等関係者がクローズドネットワークのメンバーとして、① 動画ポータルサイト（動画共有サイトスペース）、② コミュニケーション（情報交流サイトスペース）、③ 研修カリキュラム（リソース&実践スペース）の各システムを利用して、

情報交流をしたり、教材の配信利用及び学習機会を提供するネットワーク全体とそれを支える仕組みのことで、「機構」は、クローズドネットワークシステムを運用するにあたっての運営母体となる管理団体のことである。

未だ、具体的な議論を実施するに至っていないが、概ね、上記のメンバーによる日視情ネットワーク機構（JAINS、仮称）を構築することが考えられる（図4参照）。



図4：仮称 日視情ネットワーク機構（JAINS）組織案

ここでは、次のような事業を行うことが考えられる。

1. ICT 活用システム稼働のプラットフォームの管理・運営
2. 調査研究（視聴覚センター・ライブラリーに関する調査研究、研究開発、研究会開催）
3. ICT 活用（デジタル・アーカイブ）に関する相談
4. 各視聴覚センター・ライブラリーの情報提供（データベースの構築）
5. 視聴覚センター・ライブラリー担当職員同士または、専門委員等有識者と情報交換を行うスタディ・グループ（新設）の活動支援

これは、国・地方行政も含め、各種関係団体が漸進的アプローチで構築していくべきであろう。了

調査研究Ⅱ担当者

(執筆分担順)

主査：村上 長彦（全視連専門副委員長 東京都足立区教育委員会社会教育課係長）第2章

郡谷 寿英（全視連特別協力委員 一般財団法人日本視聴覚教育協会）はじめに・まとめ

松田 實（全視連専門委員長）第1章・第3章